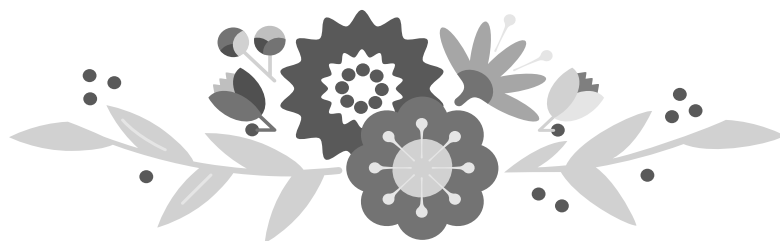


第3期 東久留米市
子ども・子育て支援事業計画
(概要版)



令和7年2月

東久留米市

目 次

子ども・子育て支援法 基本理念	1
計画策定の趣旨	1
計画の位置づけ	1
計画の期間	2
計画の策定方法	2
基本事項	3
幼児期の教育・保育	3
子ども・子育て支援事業に関する事項	7
幼児期の教育・保育の一体的提供及び 推進体制の確保の内容	18
子育てのための施設等利用給付の 円滑な実施の確保の内容	18
産後の休業及び育児休業後における 特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	18
子どもに関する専門的な知識及び技術を要する 支援に関する東京都や関係機関との連携	19
労働者の職業生活と家庭生活の両立のための 雇用環境の整備に関する施策との連携 ..	20
計画の推進体制	20

「こども」の表記について

本計画では、『「こども」標記の推奨について（依頼）』（令和4年9月15日付 内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室）に準じて、表記しています。

- （１）特別な場合を除き、平仮名標記の「こども」を用いる。
- （２）特別な場合とは例えば以下の場合をいう。
 - ① 法令に根拠がある語を用いる場合
例：公職選挙法における「子供」
子ども・子育て支援法における「子ども」
 - ② 固有名詞を用いる場合
例：既存の予算事業名や組織名
 - ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合
例：子供期・現役期・高齢期のライフサイクル

（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」（令和4年6月7日閣議決定））

子ども・子育て支援法 基本理念

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じ、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

計画策定の趣旨

「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育てを取り巻く環境の整備、支援の取り組みを一層促進するとともに、幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期等を定め、幼児期の教育・保育事業等に関する市民のニーズに添えていく体制づくりを進めていくために策定するものです。

このため、令和5年には就学前・小学校児童の保護者を対象にニーズ調査を実施し、調査結果から課題を取りまとめました。

なお、本計画期間中に、策定時の推計と比較して就学前人口の推計や事業実績に一定の乖離や確保方策の状況に変化があった場合には、見直し（補正）を検討することとします。

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、策定するものです。

本計画は、「東久留米市第5次長期総合計画」を上位計画とし、「東久留米市第4次地域福祉計画」、「東久留米市障害者計画」、「東久留米市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」、「東久留米市第3次教育振興基本計画」、「東久留米市第4次男女平等推進プラン」などの諸計画との整合を図ります。

計画の期間

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期 東久留米市 子ども・子育て支援事業計画					第3期 東久留米市 子ども・子育て支援事業計画				

この計画は、令和7年度（2025年度）を初年度とし、令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とします。

計画の策定方法

（１）基本的事項

本計画は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年7月2日号内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。）を参酌し、策定しました。

（２）子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたり、「東久留米市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容の協議を行いました。同会議は、子ども・子育て支援法第72条第1項及び第3項の規定に基づき、東久留米市子ども・子育て会議条例により設置された機関です。

なお会議は公開で行われ、審議内容は市のホームページで公開されています。

（３）ニーズ調査の実施

市町村子ども・子育て支援事業計画は、こどもの数、こどもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向、こどもとその保護者が置かれている環境、その他の事情を正確に把握した上で、これらを勘案して作成するものとされています。

本市では、適切な計画を作成する上で、地域の実情を把握する必要があることから、小学校就学前児童の保護者（2,000名：無作為抽出）及び市立小学校2年生のこどもを持つ保護者972人（悉皆）を対象に利用希望把握調査（ニーズ調査）を実施しました。

基本事項

令和5年度に実施した利用希望把握調査の結果をもとに、内閣府及びこども家庭庁のガイドラインに基づき、幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の利用者数の見込み（量の見込み）を算出しました。

（参照及び準拠した指針等）

- ・『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』
（平成26年1月・内閣府）
- ・『第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）』
（平成31年4月・内閣府）
- ・『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の
算出等の考え方（改訂版Ver.2）』（令和6年10月・こども家庭庁）

幼児期の教育・保育

幼児期の教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園、幼稚園（市より施設型給付費に係る施設として確認を受けた幼稚園）、保育所等の特定教育・保育施設、小規模保育等の特定地域型保育事業を利用する場合、子どものための教育・保育給付の対象となります。

また、子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的な認定基準に基づき、認定した者に対し教育・保育の給付を行う仕組みになっています。認定は、以下の3区分です。

【教育・保育給付】

認定区分	子の年齢	保育の必要性	対象者	主な施設
1号認定 (教育標準時間※1認定)	3～5歳	なし	市より施設型給付費に係る施設として確認を受けた幼稚園や認定こども園の利用を希望される方 (一時預かりを利用することもできます)	○幼稚園 ○幼稚園 + (一時預かり) ○認定こども園 ○認定こども園 + (一時預かり)
2号認定 (保育認定)	3～5歳	あり (教育希望)		
		あり	保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しいため、保育所や認定こども園などの利用を希望される方	○認定こども園 ○保育所
3号認定 (保育認定)	0歳 1・2歳	あり	同上	○認定こども園 ○保育所 ○地域型保育

※1 教育標準時間：幼稚園の教育時間は、4時間を標準として、園則等により各施設で定めています。
それ以上の時間の利用は「一時預かり事業」の対象となります。

また、令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、主に従来型の幼稚園や認可外保育施設等の利用者を対象として、利用料等に対する給付（補助）を受けるための認定区分（子育てのための施設等利用給付認定区分）が以下のように新設されました。

【施設等利用給付】

認定区分	子の年齢	対象者	主な利用施設
1号認定	満3歳クラス～5歳	教育のみを必要とする	○幼稚園（従来型）
2号認定 （保育認定）	3歳児クラス～5歳	保育を必要とする （一時預かり事業等を利用している）	○幼稚園（従来型） ＋（一時預かり） ○認定こども園 ＋（一時預かり） ○認可外保育施設等
3号認定 （保育認定）	0～2歳児クラス （住民税非課税世帯に限る）		

*上記以外に、「企業主導型保育事業」の地域枠を利用されている方も、市より「保育の必要性」が認められた場合は無償化の対象となります。

（２）幼児期の教育・保育提供体制の確保の内容及びその実施時期

単位：人

令和7年度		1号	2号		3号		
		3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳
			幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外			
①量の見込み		1,050	169	1,229	236	462	522
②確保方策	特定教育・保育施設（※1）	269	198	1,263	196	346	410
	従来制度幼稚園（※2）	919					
	特定地域型保育事業（※3）				26	80	86
	認可外保育所（※4）			30	15	37	30
②－①		167		64	1	1	4

令和8年度		1号	2号		3号		
		3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳
			幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外			
①量の見込み		1,045	169	1,229	236	462	523
②確保方策	特定教育・保育施設（※1）	269	198	1,263	196	346	410
	従来制度幼稚園（※2）	919					
	特定地域型保育事業（※3）				26	80	86
	認可外保育所（※4）			30	15	37	30
②－①		172		64	1	1	3

令和9年度		1号	2号		3号		
		3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳
			幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外			
①量の見込み		1,036	166	1,212	236	462	523
②確保方策	特定教育・保育施設（※1）	269	198	1,263	196	346	410
	従来制度幼稚園（※2）	919					
	特定地域型保育事業（※3）				26	80	86
	認可外保育所（※4）			30	15	37	30
②－①		184		81	1	1	3

令和10年度		1号	2号		3号		
		3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳
			幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外			
①量の見込み		1,033	166	1,209	236	463	523
②確保方策	特定教育・保育施設（※1）	269	198	1,263	196	346	410
	従来制度幼稚園（※2）	919					
	特定地域型保育事業（※3）				26	80	86
	認可外保育所（※4）			30	15	37	30
②－①		187		84	1	0	3

令和11年度		1号	2号		3号		
		3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳
			幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外			
①量の見込み		1,027	165	1,202	237	463	525
②確保方策	特定教育・保育施設（※1）	269	198	1,263	196	346	410
	従来制度幼稚園（※2）	919					
	特定地域型保育事業（※3）				26	80	86
	認可外保育所（※4）			30	15	37	30
②－①		194		91	0	0	1

※1 市より、施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けた幼稚園、認定こども園、保育所

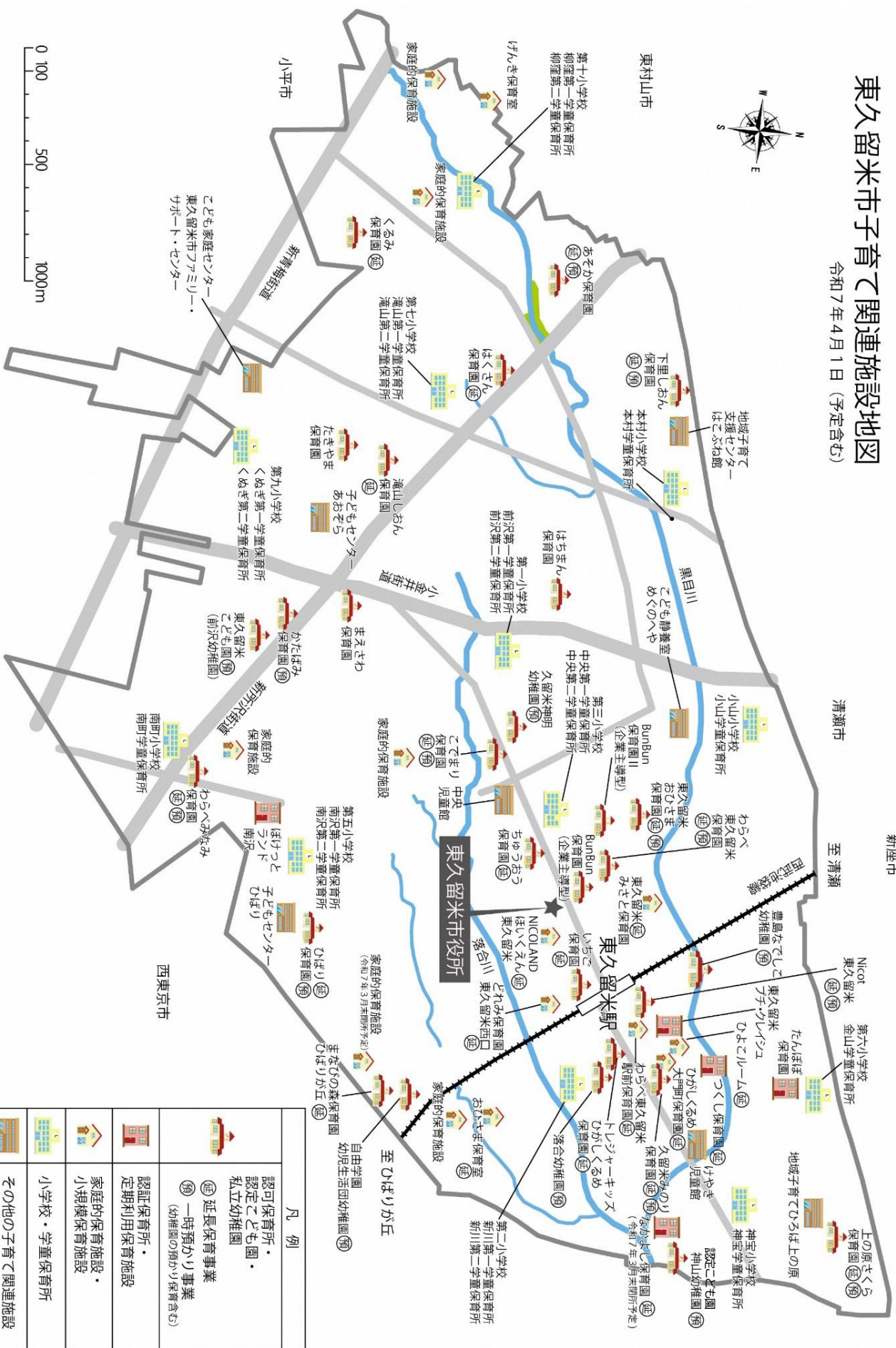
※2 市より、施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けていない幼稚園

※3 市より、地域型保育給付費の支給に係る施設として確認を受けた小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育

※4 市が運営費支援等を行っている認可外保育施設等（認証保育所）及び企業主導型保育所の地域枠

※ 確保方策について、各施設における事業計画の見直し等によっては、定員変更の可能性があります

令和7年4月1日(予定含む)



凡 例	
	認可保育所・ 認定こども園・ 私立幼稚園
	(注) 延長保育事業 (例) 一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育含む)
	認証保育所・ 定期利用保育施設
	家庭的保育施設・ 小規模保育施設
	小学校・学童保育所 その他の子育て関連施設

子ども・子育て支援事業に関する事項

(1) 利用者支援に関する事業

子育て中の親子や妊産婦等が、幼稚園・保育所、保健施設等の施設あるいは地域の子育て支援事業、保健・医療・福祉等の中から必要な支援を選択して円滑に利用できるように、行政窓口その他の場所で専任職員が情報提供、相談、援助を行い、関係機関との連絡調整を行う事業です。

[地域子育て相談機関]

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	2	2	4	4
②確保方策	0	2	2	4	4
②－①	0	0	0	0	0

[特定型]

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

[こども家庭センター型]

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

[妊婦等包括相談支援事業型]

単位：回

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊娠届出数	623	623	623	624	624
	1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	1,869	1,869	1,869	1,872	1,872
②確保方策	こども家庭センター	1,246	1,246	1,246	1,248	1,248
	上記以外で業務委託	623	623	623	624	624

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

2号認定又は3号認定を受けたこどもが、保護者の勤務条件や家庭の事情等により、利用時間以外の時間に保育を必要とする場合に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,068	1,062	1,063	1,060	1,057
②確保方策	1,076	1,076	1,076	1,076	1,076
②－①	8	14	13	16	19

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

2号認定又は3号認定を受けたこどもが、保護者の勤務条件や家庭の事情等により、利用時間以外の時間に保育を必要とする場合に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	449	448	447	446	444
②確保方策	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460
②－①	1,011	1,012	1,013	1,014	1,016

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業等）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師又は助産師が訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の様子や養育環境の把握、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整等の支援を行う事業です。

単位：①人、②件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	621	623	623	623	624
②訪問数	621	623	623	623	624
訪問率（②／①）	100%	100%	100%	100%	100%
確保方策	実施体制：12人 保健師（正規・会計年度任用職員7人、委託助産師5人） 実施機関：福祉保健部健康課 委託団体等：公益社団法人東京都助産師会 東久留米・清瀬・西東京地区分会				

(5) 養育支援訪問事業

家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ訪問件数)	697	691	685	679	673
確保方策	実施体制：こども家庭センター職員 実施機関：東久留米市こども家庭センター				

(6) 子育て世帯訪問支援事業

令和4年の児童福祉法改正に伴い創設された事業です。家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象に、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	400	400	400	400	400
②確保方策	400	400	400	400	400
②－①	0	0	0	0	0

(7) 児童育成支援拠点事業

令和4年の児童福祉法改正に伴い創設された事業です。養育環境等にサポートが必要な、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を行う事業です。

(8) 親子関係形成支援事業

令和4年の児童福祉法改正に伴い創設された事業です。児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する事業です。

(9) 地域子育て支援拠点事業

小学校就学前の児童とその保護者を対象に、親子のふれあいの場を提供するとともに、子育てに関する情報の提供や相談業務を行います。

単位：①人回、②か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7,085	7,095	7,095	7,102	7,112
②確保方策	2	2	2	2	2

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

こどもが病中又は病気の回復期であって、集団保育が困難で医師が必要と認めた期間、医療施設等に付設された専用スペースで、一時的に保育及び看護ケアを実施する事業です。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	153	153	152	152	151
②確保方策	880	880	880	880	880
②－①	727	727	728	728	729

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育てのお手伝いをしたい会員（サポート会員）と、子育てのお手伝いを受けたい会員（ファミリー会員）による、組織的な相互援助活動（有償ボランティア活動）です。事前に事業説明会に参加し、入会する必要があります。ファミリー会員からの利用希望があった場合に、センターがサポート会員と連絡調整して、援助活動につなげていきます。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み (就学児童分)	726	714	701	689	677
②確保方策	906	906	906	906	906
②－①	180	192	205	217	229

(12) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を、一時的に預かる事業です。なお、幼稚園での教育標準時間前後の預かり保育も一時預かり事業に含めています。

単位：人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1号認定	2,612	2,600	2,586	2,572	2,556
	2号認定	50,957	50,721	50,444	50,169	49,873
②確保方策		85,800	85,800	85,800	85,800	85,800
②－①		32,231	32,479	32,770	33,059	33,371

②一時預かり事業（①以外）

単位：人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		9,810	9,777	9,724	9,668	9,602
②確保 方策	一時預かり事業 （在園児対象型を 除く）	22,506	22,506	22,506	22,506	22,506
	ファミリー・ サポート・ センター事業 （就学前児童）	2,114	2,114	2,114	2,114	2,114
②－①		14,810	14,843	14,896	14,952	15,018

※1 一時預かり事業：市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業として位置付けられ、市が上記の保育の提供について、幼稚園又は認定こども園に委託し実施する事業（幼稚園型一時預かり事業）

※2 預かり保育：私立幼稚園で保育開始前及び終了後に、幼稚園の教育標準時間（4時間）以上、こどもを預けたい希望がある家庭に対して保育を提供する事業

(13) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資するよう、母子保健法第13条に基づき実施している事業です。

現在、妊娠確定後、妊娠届を提出し母子健康手帳の交付を受けた方に、妊婦健康診査14回分と妊婦超音波検査4回分、妊婦子宮頸がん検診1回分を一部公費で受診できる受診票をお渡ししています。

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (受診票件数)	623	623	623	624	624
②1人あたりの 健康診査回数	19	19	19	19	19
総健康診査回数 (①×②)	11,837	11,837	11,837	11,856	11,856
確保方策	実施場所：委託医療機関 実施時期：通年実施 実施体制：個別 検査内容：国が定める基本的な妊婦健康診査項目 (体重・血圧・尿・血液検査他)				

(14) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者の就労等の理由で、放課後や長期休業中に保護者不在の小学生に対して、異年齢児童との交わり等を通じて、自主性、社会性及び創造性の向上や基本的な生活習慣の確立等を図り、健全な育成を図る事業です。

【第一小地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	129	126	125	122	119
1年生	39	38	37	37	36
2年生	41	40	40	39	38
3年生	33	32	32	31	31
4年生	10	10	10	10	9
5年生	4	4	4	3	3
6年生	2	2	2	2	2
②確保方策	130	130	130	130	130
②－①	1	4	5	8	11

【第二小地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	169	165	162	159	158
1年生	44	43	42	41	41
2年生	46	45	44	43	43
3年生	40	40	39	38	38
4年生	25	24	24	24	23
5年生	10	9	9	9	9
6年生	4	4	4	4	4
②確保方策	180	180	180	180	180
②－①	11	15	18	21	22

【第三小地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	139	136	135	131	130
1年生	44	43	42	41	41
2年生	41	40	40	39	38
3年生	33	32	32	31	31
4年生	18	18	18	17	17
5年生	3	3	3	3	3
6年生	0	0	0	0	0
②確保方策	160	160	160	160	130
②－①	21	24	25	29	0

【第五小地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	191	189	184	182	178
1年生	67	67	66	64	63
2年生	59	58	56	56	55
3年生	44	43	42	42	40
4年生	17	17	16	16	16
5年生	3	3	3	3	3
6年生	1	1	1	1	1
②確保方策	190	190	190	190	190
②－①	△1	1	6	8	12

【第六小地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	110	108	106	103	102
1年生	34	33	33	32	32
2年生	32	32	31	30	30
3年生	26	25	25	24	24
4年生	13	13	13	13	12
5年生	4	4	3	3	3
6年生	1	1	1	1	1
②確保方策	120	120	120	120	120
②－①	10	12	14	17	18

【第七小地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	170	167	165	163	161
1年生	53	52	51	51	50
2年生	50	49	49	48	47
3年生	40	40	39	38	38
4年生	20	19	19	19	19
5年生	5	5	5	5	5
6年生	2	2	2	2	2
②確保方策	170	170	170	170	170
②－①	0	3	5	7	9

【第九小地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	139	136	135	132	129
1年生	39	38	37	37	36
2年生	41	40	40	39	38
3年生	37	36	36	35	34
4年生	18	18	18	17	17
5年生	2	2	2	2	2
6年生	2	2	2	2	2
②確保方策	150	150	150	150	150
②－①	11	14	15	18	21

【第十小地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	94	94	91	91	89
1年生	29	29	28	28	27
2年生	27	27	26	26	26
3年生	18	18	18	18	17
4年生	12	12	11	11	11
5年生	6	6	6	6	6
6年生	2	2	2	2	2
②確保方策	110	110	110	110	110
②－①	16	16	19	19	21

【小山小地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	117	115	112	111	108
1年生	39	38	37	37	36
2年生	36	36	35	35	34
3年生	26	25	25	24	24
4年生	12	12	11	11	11
5年生	4	4	4	4	3
6年生	0	0	0	0	0
②確保方策	130	130	130	130	130
②－①	13	15	18	19	22

【神宝小地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	71	71	70	69	68
1年生	19	19	19	18	18
2年生	23	23	22	22	22
3年生	18	18	18	18	17
4年生	8	8	8	8	8
5年生	3	3	3	3	3
6年生	0	0	0	0	0
②確保方策	75	75	75	75	75
②－①	4	4	5	6	7

【南町小地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	125	124	122	119	116
1年生	48	48	47	46	45
2年生	41	40	40	39	38
3年生	29	29	28	28	27
4年生	7	7	7	6	6
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
②確保方策	130	130	130	130	130
②－①	5	6	8	11	14

【本村小地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	81	80	78	76	75
1年生	29	29	29	28	27
2年生	18	18	18	17	17
3年生	23	23	21	21	21
4年生	8	7	7	7	7
5年生	2	2	2	2	2
6年生	1	1	1	1	1
②確保方策	90	90	90	90	90
②－①	9	10	12	14	15

(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

・教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助

特定教育・保育施設、または地域型保育事業の利用の際に、教育・保育に係る日用品、文房具その他必要な物品の購入等に要する費用や行事への参加に要する費用等の実費徴収が行われた場合について、保護者の世帯の所得状況等を勘案し、市が定める基準に該当したときに、その実費徴収の一部を助成する事業です。

・施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助

幼稚園等の利用の際に、食事の提供（副食の提供に限る）にかかる実費徴収が行われた場合について、保護者の世帯の所得状況等を勘案し、市が定める基準に該当した時に、その実費徴収の一部を助成する事業です。

(16) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

子ども・子育て支援制度において、多様な事業者の技術、手法、経験などを活用し、特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

(17) 産後ケア事業

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等において、満3歳未満の未就園児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み (延べ人数)	11	11	11	11	11
	確保方策 (延べ人数)	0	11	11	11	11
1歳児	量の見込み (延べ人数)	13	13	13	13	13
	確保方策 (延べ人数)	0	13	13	13	13
2歳児	量の見込み (延べ人数)	14	14	14	14	14
	確保方策 (延べ人数)	0	14	14	14	14

幼児期の教育・保育の一体的提供及び 推進体制の確保の内容

本市では、現在の幼児期の教育・保育の利用状況や保護者の利用希望に沿って、幼児期の教育・保育の適切な利用が可能となるよう、幼稚園から認定こども園への移行に必要な支援及び認定こども園の普及を図るため、次の内容に取り組みます。

- 幼稚園設置者等に対し、認定こども園に関する情報提供を適宜行い、移行を支援します。
- 幼稚園教諭と保育士の合同研修等、必要な支援に努めます。
- 教育・保育施設及び地域型保育事業者の相互の連携・接続、並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携を推進します。
- 特別な支援を要するこどもや外国につながるこども等、配慮を要するこども及び保護者に対し、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組み、必要な情報提供、関係機関との連絡調整を適切に行うことで、子育て支援事業と相まった、幼児期の教育・保育の一体的提供を推進していきます。

子育てのための施設等利用給付の 円滑な実施の確保の内容

この給付の実施に当たっては、これまでのこどものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います（概要は3・4ページをご覧ください）。

また、案内パンフレット等の作成・配布により、制度や申請手続きについての周知に努めています。

産後の休業及び育児休業後における 特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

（１）情報提供の推進

産前・産後の休業及び育児休業後に、職場への復帰が希望に応じて円滑に行われるよう、利用者支援事業等を活用し特定教育・保育の利用を希望する方への情報提供を進めます。

(2) 保育需要に応じた提供体制

育児休業からの復帰に関する保育需要が見込まれる1歳児の定員に関し、児童を取り巻く状況等を注視し、保育ニーズと提供体制の均衡を図りながら、必要に応じ保育所等を整備します。

子どもに関する専門的な知識及び技術を要する 支援に関する東京都や関係機関との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子育て家庭の孤立化や不安・負担の解消を図ることが何よりの防止策です。こども家庭センターを中心に、福祉、医療、保健、教育等の関係諸機関と連携し、虐待の早期発見・早期対応に努めます。また、母子健康手帳発行時点から産後の育児支援まで切れ目のない支援体制を構築し、虐待の発生防止にも努めていきます。関係諸機関や小平児童相談所等の専門機関と協力し、虐待を受けているこどもの保護と保護者に対する適切な支援を行います。

(2) 特別な支援を要する子どもへの施策の充実等

特別な支援が必要なこどもへの療育等については、乳幼児健診をはじめとする母子保健活動、その他様々な事業を通じて、こどもとその保護者に対する支援が適切に行えるよう施策を進めます。

相談事業においては、保護者がこどもの発達の遅れや障害・病気等についての不安を軽減できるよう、発達相談や就学相談を行います。

また、東京都や医療機関等の専門機関との連携を進め、地域での自立生活を支える総合的な支援を引き続き推進するとともに、医療的ケア児（日常生活を営むために医療を要する状態にあるこども）が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された専門員等の配置を推進します。

学校教育においては、校内委員会・特別支援教育コーディネーターの配置のほか、特別支援学級、特別支援教室を設置し、特別な支援の必要な児童、生徒一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育を実施します。

(3) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭について、相談支援や生活支援等、ニーズに合わせた支援を関係各機関とともにを行います。特に乳幼児を抱えるひとり親家庭では、子育てをはじめ生活全般にわたる精神的、経済的負担が大きいことから、各種手当てや助成、給付金等の制度を活用して経済的自立を支援するとともに、就労支援等の生活全般の自立に向けた総合的な取り組みを行います。

労働者の職業生活と家庭生活の両立のための 雇用環境の整備に関する施策との連携

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

子育てを円滑に進めるには、男女ともに仕事と生活のバランスがとれた生活が不可欠です。本市では、企業・地域の子育てに対する理解と配慮を深めるための意識啓発を進めるとともに、各種制度がより利用しやすいものになるよう、今後も関係部署、市内事業所等をはじめとする民間団体、NPO等と連携して、ワーク・ライフ・バランスが実現するための取り組みを進めます。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

幼児教育・保育施設、放課後児童健全育成事業（学童保育）、及び子育て支援事業等の充実を図り、多様な就労状況に対応した子育て支援に努めていきます。

計画の推進体制

(1) 子育て中の家庭、地域社会、事業主、行政等の連携・協働

子ども・子育て支援は、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行っていくことが重要です。

本計画の推進にあたっては、市の関連部署と連携して横断的な施策に取り組むとともに、子育て中の家庭をはじめとして、幼稚園・認定こども園・保育所等の事業者、学校、企業、市民と連携・協働して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。社会情勢の変化に柔軟に対応し、新たな課題にも積極的に取り組んでいきます。

(2) 計画の周知、情報提供

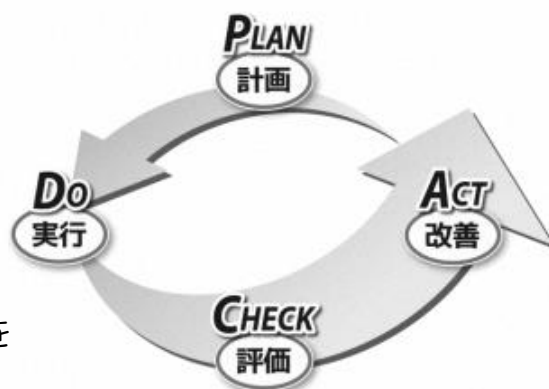
本計画の推進において、子育て中の家庭、事業者、関係機関、その他多くの市民の理解と協力は欠かせません。子ども・子育てに関する情報や計画の進捗状況等を、利用者支援事業や広報・市ホームページ、パンフレット等を通じて、幅広く市民や保護者、事業者等に提供し、周知に努めます。

(3) 計画の点検・評価

本計画に基づく施策の進捗状況を、計画全体の成果と合わせて、定期的に点検・評価します。点検・評価にあたっては、毎年度、基本事項の幼児期の教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に係る利用状況、施設の確保方策の進捗状況を中心にまとめ、東久留米市子ども・子育て会議の意見を聴取しながら事業実績等に一定のかい離や確保方策の状況に変化があった場合には、本計画の見直しも検討していきます。

点検・評価結果は市ホームページ等で公表していきます。子ども・子育て支援の推進は、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、PDCAサイクルに基づいた継続的な改善を進めていきます。

- ①PLAN（計画の策定）
子ども・子育て会議の審議等を踏まえ、計画を定めます。
- ②DO（事業の実施）
立案した計画に従い、様々な主体との連携・協働により事業を実施します。
- ③CHECK（実施状況の評価・検証）
事業の実施状況の評価・検証します。
- ④ACT（評価結果を活用）
評価結果を踏まえ、より効果的な実施方法を検討し、必要に応じて見直しを行います。



（４）持続可能な開発目標（SDGs）について

平成27年9月の国連サミットにおいて採択されたSDGsは、持続可能でよりよい世界をめざす17のゴール（目標）と169のターゲットから構成された国際目標です。

東久留米市では、第5次長期総合計画基本構想において、基本目標を達成するための諸施策を基本的な施策として展開していくことは、SDGsの達成に向けた取り組みの推進に資するものとしており、令和5年8月には「東久留米市SDGs推進方針」を策定しています。

本計画におけるさまざまな子育て支援施策がSDGsの推進につながるものと考え、SDGsの視点を取り入れながら、子育て支援施策を推進していきます。

【本計画に関連する主なSDGsのゴール】



第3期東久留米市子ども・子育て支援事業計画（概要版）

令和7年2月

発行／東久留米市

編集／東久留米市子ども家庭部こども家庭センター

〒203-0033 東京都東久留米市滝山四丁目3番14号わくわく健康プラザ内

電話／042-420-6741（直）

FAX／042-471-0909

メール／kodomokatei@city.higashikurume.lg.jp